

平成 30 年度公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学薬学部広報業務委託仕様書

1 委託業務名

平成 30 年度公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学薬学部広報業務委託

2 委託期間

平成 29 年 10 月上旬（契約締結日）から平成 30 年 3 月 31 日まで

3 業務目的

本学の薬学部新設にあたり、TVCM、交通広告を利用した広報活動を行うことで、新設学部を周知し、工学部も含め本学の認知度及びブランド力の向上を図ります。

4 業務内容

- (1) TVCMの制作・放映
- (2) 交通広告の制作・掲出

5 業務遂行における留意事項

- (1) TVCMの制作・放映
 - ① 規格は 15 秒
 - ② 放映は試験会場のある岡山県・広島県・愛媛県・福岡県・大分県（山口県を含めても可）
 - ③ 放映時期は 12 月・1 月
- (2) 交通広告の制作・掲出
 - ① デジタルポスターの制作（ロールしない）、紙ポスターの制作
 - ② 掲出駅は岡山駅、広島駅、松山市駅、小倉駅、博多駅、大分駅
 - ③ 小野田駅等には紙ポスターの掲出
 - ④ 掲出期間は 12 月から 1 月の 1 か月～2 か月

6 成果物

DVDデータ、PDFデータ、イラストレータデータ、撮影した写真のデータ及び指定するデータを提出すること。なお、成果物に係る著作権はすべて大学に帰属する。

7 再委託の制限

委託者は、本業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合は、本学と協議の上、本業務の一部を委託することが

できる。

8 個人情報及び情報セキュリティ

- (1) 受託者は、個人情報の取扱者を限定するとともに、業務を行う中で知り得た情報を他の者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- (2) 収集した個人情報は、漏えい、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。
- (3) 保有する必要のなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること。

9 貸与資料等

本業務を行うために必要となる本学所有の資料・情報・データ等については、必要に応じて受託者に貸与する。

10 業務計画

委託者は、業務の方法や順序及び業務実施に必要な事項について事前に打合せを行い、また、業務遂行中の打合せは必要に応じて行うこと。

11 損害賠償

本業務委託期間中に受託者が本学又は第三者に損害を与えた場合の損害賠償等の責任は、受託者が負う者とする。

12 その他

この仕様書に記載されているもののほか必要な事項は、本学と受託者が協議の上実施する。